

出席停止について

学校では、下記のような感染症にかかった場合「出席停止」となります。これは、学校保健安全法第19条に基づき、学校での集団発生を防ぐとともに、児童の健康の回復を図るためのものです。出席停止になった場合は欠席扱いにはなりませんので、家庭でゆっくり休養させてください。なお、出席停止の対象となる感染症は、下記のとおりです。

	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ熱、ペスト	治癒するまで
	痘瘡、南米出血熱、ラッサ熱、ジフテリア	
	マーブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ） 重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がか皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス、腸チフス、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎		
第三種	<その他の感染症>	必要があれば出席停止にしうる感染症で、すべて一律に出席停止になるわけではありません。 主治医から学校を休むよう指示があった場合のみ出席停止になります。
	溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ ウィルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病） マイコプラズマ肺炎 他	

上記の感染症にかかり治癒して登校する際には、医師に記入してもらった『登校許可意見書』の提出が必要です。『登校許可意見書』は学校に登校する際にお持ちいただき、担任を通じて学校に提出してください。『登校許可意見書』は、右記のものを切り取り、または、コピーして使ってください。下記の中央小学校のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

登校許可意見書

貝塚市立中央小学校

年 組 氏名

疾病名

診断により、感染のおそれがきわめて少なくなったので、

月 日以降の登校が可能である。

令和 年 月 日

病 院

診療所



インフルエンザにつきましては、医師に記入してもらう「登校許可意見書」ではなく、医師の指示のもと**保護者が記入する「インフルエンザによる出席停止報告書」**を提出してください。その際、必ず医師の指示を受け、「発症後5日かつ解熱後2日」を経過するまでの出席停止期間を厳守してください。

学校長 様

インフルエンザによる出席停止報告書

年 組 名前

○ 月 日、 病院・診療所・クリニックを受診した結果、インフルエンザ（ ）型と診断されました。（←型がわかる場合、ご記入ください。）

○ 出席停止の期間は、（ 月 日～ 月 日まで）です。

※医師の指示のもと、出席停止期間を厳守し、完治しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

保護者 署名

医師による証明は必要ありません。